

ボイラーの規模による区分一覧表

法令区分		ボイラーの規模による区分	法令の条文	ボイラーの種類							
				蒸気ボイラー			温水ボイラー	貫流ボイラー			
ボイラー及び圧力容器安全規則	第一章ボイラー	ボイラー	令第1条第3号(第4号を除く)	下記以外			下記以外	下記以外			
		※「小規模ボイラー」	令第6条第16号イ、ロ、ハ、ニ	胴の { 内径 750 mm 以下で 長さ 1300mm 以下	3 m ² 以下		14 m ² 以下	30 m ² 以下			
	第五章小型ボイラー	小型ボイラー	令第1条第4号	0.1MPa 以下で 胴の { 内径 300mm 以下で 長さ 600mm 以下		1 m ² 以下	3.5 m ² 以下で大気開放管又はU形立管	0.1MPa 以下で 8 m ² 以下 0.2MPa 以下で 2 m ² 以下	1MPa 以下で 10 m ² 以下		
簡易ボイラー	等構造規格ボイラー	簡易ボイラー	令第13条第36号	0.1MPa 以下で 胴の { 内径 200mm 以下 長さ 400mm 以下		0.5 m ² 以下	0.3MPa 以下で 0.0003 m ³ 以下	2 m ² 以下で大気開放管又はU形立管	0.1MPa 以下で 4 m ² 以下	1MPa 以下で 5 m ² 以下	0.004 m ³ 以下で P × V=0.02 以下

- 注) (1) 大気開放管、U形立管の条件（内径、水頭圧、取付け位置の制限）は省略
 (2) 貫流ボイラーは、管寄せ及び気水分離器の条件（内径、種類、内容積が一定限度以下）を省略
 (3) 表中、MPa はゲージ圧力、m²は伝熱面積、m³は内容積、P は最高ゲージ圧力、V は内容積を表わす。
 (4) ※印は、令第6条第16号イ、ロ、ハ、ニのボイラーを便宜上、「小規模ボイラー」という。
 (5) 令とは、労働安全衛生法施行令の略記

